

令和2年度 第三中学校の部活動について

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 基本方針

- (1) 積極的に部活動に参加し、自主的に活動させる。
- (2) 希望加入ではあるが、できる限り部活動に入部し、参加させる。

3 本年度の部活動

○ 本年度設置する部活動について

運動部 13部、文化部 5部を設け、それぞれ顧問教師 1名以上、生徒に部長、副部長各 1名をおく。

【運動部】

体操競技部、軟式野球部、ソフトボール部、バスケットボール部（男女）、バレーボール部（男女）
ソフトテニス部（男女）、卓球部（男女）、バドミントン部（男女）、サッカー部、陸上競技部（男女）、水泳部（男女）、柔道部（男女）、剣道部（男女）、※駅伝（男女）

【文化部】

吹奏楽部、ギターマンドリン部、美術部、科学部、地域奉仕団

4 転部について

- (1) 転部を考えている生徒は、事前に担任または顧問（副顧問）に連絡する。
- (2) 担任・顧問は、本人・保護者の考えを確認した上で、学年の部活動担当に相談する。
- (3) 担任・顧問を含め転部の理由が適切なものであるか検討し、今後のことを確認する。

5 活動時間等について

月	下校時刻
4月～ 9月	18：15
10月	18：00
11月～ 2月	17：30
3月	18：00

- (1) 部活動開始時刻は6時間普通授業の場合、16：15には開始できるようにする。
- (2) 学校外で活動するために移動に時間がかかる場合や活動時間の確保がどうしても必要と認められる場合には、15分の延長を認める。また、必ず顧問指導のもと活動する。
- (3) 部活停止期間等に活動の必要性が認められる場合には、保護者会、学校長の承認を得た上で、特別に活動を認める。
(例)・公式戦前の定期テスト前部活動中止期間中の練習
・公式戦前の11月～2月前半の延長（吹奏楽部はアンサンブルコンテスト参加者限定）
- (4) 下校指導までが、部活動指導であることを忘れない。
- (5) 休日の練習は、顧問がつかなければ禁止する。
- (6) 週に平日1日、休日1日は、休養日を設ける。
ただし、公式戦以外の大会等で、休養日が確保できなかった場合には、週内で調整することを原則とする。
- (7) テスト前部活動中止期間をつくる。
中間テスト 3日間 期末テスト 7日間（1学期は4日間）
※ただし、大会等が近い場合には、管理職・職員・保護者の了解を取って活動することができる。保護者への了解は、顧問が直接連絡をとること。
- (8) 朝練習は7：30～8：00までとする。8：15には必ず着席していること。朝練習が理由で遅刻した場合は活動を停止することもある。（1年生は5月中禁止）
開始時間の7：30を厳守し、7：20以前に登校させない。
あくまでも希望参加とし、強制的にならないよう留意する。
朝練習には必ず顧問がつくこと。

6 長期休業中の部活動について

- (1) 土・日曜日は休養日とする。
- (2) 8月の行事なしの期間および、年末年始の閉庁期間は原則として活動しない。
- (3) 長期休業中の練習時間は、3時間程度とする。
- (4) 顧問がいることを原則とする。ただし、出張等で見ることができない場合は、活動場所が同一の部活動顧問（本校職員）の了解が取れていれば活動可能とする。

※公式戦以外の大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

7 経費

- (1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- (2) 各部において集金をする場合は、収支報告をする。

8 参加する大会等の精選

中学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

9 部活動運営

(1) 部活動指導員・外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、(部活動指導員や)外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、部活動検討委員会を設置する。

委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

10 その他

(1) 部活を欠席している生徒の把握

① 部長（副部長）は自分の部活の欠席者を把握する。（出席簿をつける）

② 欠席しがちな生徒については、部活に参加するように呼びかけ、家庭との連携をはかる。

(2) 部活動の新設・廃止について

生徒手帳の記載による。